

士法改正めぐる共同提案は“事件”

これをしてはならないものとする「括再委託の禁止」や建築士でなければ行つてはいけない設計・工事監理の業務は、建築主(委託者を含む)と建築士事務所の開設者が直接、対等で公正な契約を締結し、書面にして相互に交付しなければ行つてはできない



三井新金屬 三井新金屬 三井新金屬

日本建築士会連合会（三井所清典会長）、日本建築士事務所協会連合会（日本建築家協会（JIA）芦原太郎会長）がまとめた「建築物の設計・工事監理及び建築主等への情報開示の充実に関する共同提案」の法制化を希望され、計議員連盟（額賀福志郎会長）が、「勉強会」（座長・山本有）同議連盟議員立法に向けての具体的な検討に着手することを決めた。これにより土法改正の道筋がついたことになる。建築3会が「3構構造」といわれる提案をまとめ、実現に向けて共同歩調をとったことは、歴史的な「事件」

契約の締結の義務化」なども含まれる。
建築工法23条で、一定規模以上の建築物は、建築士自らまたは建築士でない者が建築士を使用して、他人の求めに応じ報酬を得て設計・監理などをを行うには建築士事務所登録をしなければならない規定になつてゐる。
しかし、「使用して」の解釈があいまいなため、建築士のいない無登録者が報酬を得て、他の事務所への丸投げは共同住宅だけが禁止されており、そのための建物は建築士事務所以外の事務所への丸投げが認められている現状では責任の所が不明確になるとの認識をしている。

の提案——建築工事務所の業の適正化と業の確立に向て」をまとめ、土会連合会もJIAに協議を要請。日事の要請を受けた両会は、初から建築工事務所法ありでなければ」を条件に、建築士事務所の業の方に関する協議を受け入れた。(二)建築士の「なりすまし問題」が重なり、土会連合会も建士免許証明書に更新制度を入り、合わせて法定講習で

の団体であることを、一法にしにくい事項が共同提案の中に含まれることで、他の項目も実現できなくなる可能性を排除した（三井所長会長など）により、見送られた。共同提案の発端は、日野が協会設立時からの悲願による反対・建設工事着手方針の

士会連合会・日事連・JIAが歩調合わせる

議員立法による改正に道筋

共同提案は、設計・工事監理の業の適正化関係」で7項目、「建築主等への情報開示の充実」で4項目の合計11項目。この中には、△設計・工事監理の業務は、建築士事務所の登録をした者でなければ他人の求めに応じ報酬を得て業として行うことなどができないことを徹底させる「無登録業務の禁止の実効化」／「設計監理を建築士事務所へ丸投げしている実態などへの問題意識がある。」このため、「使用して」の定義を明確化することで、建築士事務所を登録しないければ設計監理業務を行うことができないようになります。また、建築士事務所から建

て業として受託し、設計・監理を建築士事務所へ丸投げしている実態などへの問題意識がある。(このため、「使用して」の定義を明確化するとともに、建築士事務所を登録しないければ設計監理業務を行なうことができないようになります)また、建築士事務所から建築士登録簿が常に最新情報を完備するため、建築士免許証明書に5年の有効期限を導入(建築士免許証明書への記載事項を追加し、消費者や保持者の利便性を高めつつ建設業として一方、「建築主などへの情報開示の充実など」では、▽インターネットを活用した資格認情報の開示▽建築士名簿が常に最新情報を完備するため、建築士免許証明書に5年の有効期限を導入▽建築士免許証明書への記載事項を追加し、消費者や保持者の利便性を高めつつ建設業として

る建築士の定期講習の見直しなどを発意、協議を重ねた。ただ、土木連合会は今回協議の当初から、建築士法なら建築士事務所規定を独立させて事務所法を制定する」とは反対の立場も表明。これは、「最初から建築士事務所法ありきでなければ」といふ牛山によれば、最も多くは「建築士の定期講習の見直しなどを発意、協議を重ねた。ただ、土木連合会は今回協議の当初から、建築士法なら建築士事務所規定を独立させて事務所法を制定する」とは反対の立場も表明。これは、「最初から建築士事務所法ありきでなければ」といふ牛山によれば、最も多くは

一方、「建築主などへの情報開示の充実など」では、▽報開示の充実などでは、▽建築主の定期講習の見直しなどを発意、協議を重ねた。ただ、土会連合会は今回協議の当初から、建築士法の建築士事務所規定を独立して事務所法を制定する」には反対の立場も表明。これが、「最初から建築士事務所法がありきでなければ」という条件になり、最終的に3会合まとまるには「独立法より建築士事務所の業に関する規定の整備実現を最優先」((株)博日事連会長)にせざるを得なかつたといふことになつた。

理を建築士事務所へ丸投げしている実態などへの問題意識がある。このため、「使用して」の定義を明確化するとともに、建築士事務所を登録しないければ設計監理業務を行なうことができないようにするよう求めた。

また、建築士事務所から建築主への重要事項説明(契約締結前)や書面交付(契約締結後)の義務があるが、丸投げが行われた場合、建築士事務所からの重要事項説明は丸投げした無登録者に対して行直す——などだ。

「当然加入」は見送り

結果として、「建築士法政正で表現を図る」という規定が、建築士事務所の業に関する規定の整備実現を最優先（（栖邦博日事連会長）にせざるを得なかつたところ）とともに、

自民党議連が提案受け勉強会設置

3会会長は自民党設計議連への法制化要望のほかに、国土交通省も訪れ太田昭宏国土交通大臣にも共同提案の法制化を要望している。

てきたのだから、(共同提案案)をしっかりと受け止めていただきたいし、議連では、山本事務局長を先頭に勉強会をスタートさせる。議員立法審査現のために努力していく」と語った。

立法の条件クリア

2013.13.19 廣 訪 通 信